

議案第55号

愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正
について

愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和4年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業を実施する時間を延長す
ること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成27年愛西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第5条第1項本文中「午後5時」を「午後6時30分」に改め、同項ただし書中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前7時30分から午後6時30分まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、事業を実施する時間を午後7時まで延長することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

区分	通常利用料	延長利用料
月々利用（月額）	6,000円 (8月のみ9,000円)	2,000円
学年始休業日等のみ利用 (4月1日から同年1学期始業日まで)	3,000円	500円
夏季休業日等のみ利用 (1学期最終日から2学期始業日まで)	12,000円	2,500円
冬季休業日等のみ利用 (2学期最終日から3学期始業日まで)	3,000円	500円
学年末休業日等のみ利用 (3学期最終日から同年3月31日まで)	3,000円	500円

備考

1 通常利用料とは、第5条第1項に定める時間に利用する場合の利用

料をいう。

2 延長利用料とは、第5条第2項に定める時間に利用する場合の利用料をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。